

あなたとともに

# 友田たもつ

県政レポート(Vol.26)

Vol.2618-12月

編集・発行

友田たもつ事務所  
(〒750-0014)  
下関市岬之町8番16号コーエービル2F  
TEL.083-231-8080  
FAX.083-233-9250

●メールアドレス●

tomodatamotu@viola.ocn.ne.jp



天変地異ともいえるべき、地震や豪雨による甚大な災害が多発した本年でしたが、新しい年を迎える時期となりました。

皆様方には、ご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、山口県では、ひと月半に及んで開催された維新150年記念事業である『山口ゆめ花博』が入場者数136万人を超える大盛況のうちに終わりました。

私たち山口県議会も、数年前より都市緑化祭としての誘致と維新150年記念とタイアップさせようと準備を進めてまいりましたので、予想以上の大成功に安堵したところで、

また、9月に行われました自由民主党の総裁選挙におきましては、多くの皆様方に大変なご支援をいただきましたこと、心よりお礼を申し上げます。おかげさまで安倍総裁のあと3年の任期が確定いたしました。振りかえつてみますと、自民党山口県支部連合会の幹事長として、この2年間、様々な選挙に取り組みさせていただきました。衆議院の国政選挙、山口県知事選挙、そして自民党の総裁選挙、番外編では昨年の下関市長選挙においても選挙対策本部長を務めました。それぞれの選挙において大変貴重な経験を積ませていただきました。また、各選挙の期間中に多くの皆様方との新たな出会いもありました。選挙に対する取り組みの中で、様々な戦略の勉強もさせていただきました。

その前の2年間は、議会運営委員会の委員長として、政務を学び、この度は県連幹事長として党務をしっかりと学ばせていただきました。皆様方の「期待に応えられるよう研鑽を積んでまいりました。

今後は、その経験を十分な結果、形として残していきたいと思っております。市の発展に存分に力を発揮していきたいと思っております。

いよいよ来年は4年に一度、そして平成最後の統一地方選挙の年です。どうか皆様方の一層のご支援をいただきます様、よろしくお申し込み申し上げます。

ごあいさつ

山口県議会議員  
山口県支部連合会幹事長

## 友田 たもつ

## 『友田たもつ』後援会活動について 様々な後援会の活動の一部をご紹介します

### その1 毎年恒例のイベントとして「明日の下関を語る女性の会」を開催しています



平成27年 合唱



平成28年 手話教室



平成29年 寸劇



平成30年 風船アート教室

年末にかけて海峡メッセにて200人規模で楽しく開催しています。  
来年は貴女も一緒に参加されませんか？

### その2 ホームページ『友田たもつ』WEBサイトのご紹介

『友田たもつ』は毎月メルマガを発信しています。一部をご紹介します

2018年6月5日号 vol.134

#### 憲法改正自民党案

うとうしい梅雨の時期となりましたが、皆様方、如何お過ごしでしょうか。

さて、先日、3日の日曜日に自民党山口県連の定期大会が開催されました。安倍総裁を除く、県選出の国会議員も参加いただき、大会を無事終えることができました。そして、今大会において、二つの大きな重要課題が提示されました。

一つ目は憲法改正の問題です。去る3月24日には自民党本部において、憲法改正についての自民党案が了承され、翌日開催された自民党大会において発表されました。長文となりますが、その概要を以下にお知らせいたします。

#### (1) 自衛隊の明記について

【現行憲法下における自衛隊の位置付け】  
9条2項は、「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を規定し、「徹底した平和主義」を志向するものであり、日本国憲法の大きな特徴の一つであると言われてきた。

この条項の下、憲法制定当初は国連による国際平和の実現や我が国の安全の確保が想定されていたが、冷戦による国連の機能不全という現実と直面した我が国は、この「徹底した平和主義」の下での現実的な対応として、①防衛の分野では、「専守防衛」の枠内で自衛隊を創設し、国と国民の安全を守るための諸法制を着実に整備するとともに、②国際貢献の分野においても、憲法の枠内で武力行使を伴わない支援活動に自衛隊を活用することにより、特に近年積極的に責任を果たしてきた。

#### 【条文イメージ(たたき台素案)】

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。(※第9条全体を維持した上で、その次に追加)

#### (2) 緊急事態対応について

【緊急事態対応が立法化された背景】  
諸外国の憲法の緊急事態条項は、各国の歴史や隣国との関係に応じて発展してきた。例えば、ドイツ憲法では、ナチスの反省や東西ドイツの分断を背景にした詳細な緊急事態条項が設けられている。また、フランス憲法では、ナチスの侵略経験を踏まえ「大統領の緊急措置権」などの簡潔な緊急事態条項のみを憲法に規定するものの、具体的対応は「緊急状態法」を制定して、内乱・テロに対応している。

日本国憲法では、制定時には「国家緊急権」の実定化を提案したものの、民主主義を徹底する観点から、緊急時の「参議院の緊急集会」の制度のみを設け、具体的な緊急事態対応は、個別の法律により対応してきた。具体的には、自然災害については、伊勢湾台風の発生を契機に、災害対策基本法を制定し「災害緊急事態」の章を設けるとともに、阪神・淡路大震災、東日本大震災など、大災害に対応して改正を行い、緊急事態に対応した災害対策法を整備してきたところである。また、いわゆる「有事」における国民の生命と財産の保護についても、武力攻撃事態対処法を踏まえた「国民保護法」が制定され、緊急事態に対応する枠組みが整備された。

#### 【条文イメージ(たたき台素案)】

第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つとまがなと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。(※内閣の事務を定める第73条の次に追加)

第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。(※国会の章の末尾に特例規定として追加)

#### (3) 合区解消・地方公共団体について

中略

#### (4) 教育充実について

【現行憲法の成果と教育をめぐる環境の変化】  
教育は、国民一人一人にとっての人格の形成や幸福の追求を基礎づけ、国の未来を切り拓くうえで欠くことのできないものであり、現行憲法の下で実施された小中学校9年間の義務教育やその無償化などの教育制度は、戦後の発展の大きな原動力となった。

憲法の理念を教育において具体化するものが教育基本法であるが、昭和22年に制定された旧教育基本法については戦後半世紀を経た社会状況の変化を踏まえて平成18年に改正され、教育の目的・目標などが、整理されたところである。

#### 【条文イメージ(たたき台素案)】

第二十六条 ①②(現行のまま)  
③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

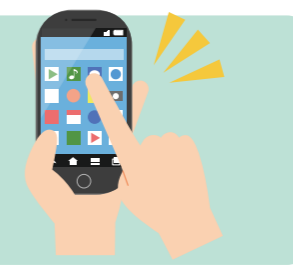
また、憲法89条について、現在の文言では、私学助成が禁止されていると読めることから、憲法第26条の改正と併せて、現行規定の表現を現状に即した表現に改正することについても合意が得られているところである。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は、公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又は、その使用に供してはならない。

そして、あとの一つは、9月に行われる自民党総裁選挙についてです。

自民党山口県連といたしましては、安倍晋三総裁の3選に向けて、万全の応援態勢を整えていかなくてはなりません。私たち自民党山口県連、そして山口県にとってはなくてはならない存在であり、安倍総裁に引き続き国政を担っていただけるよう、県連挙げて総裁選挙に取り組んでいく決意です。皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い致します。

県内のみならず、国政に関する情勢のことまで持論を据えて発信しています。



メルマガ配信を希望される方は  
ホームページ  
友田たもつWEBサイト

